

## 新型コロナウイルス感染症関連ニュース V o l .42

※会員専用HPにも掲載しております。

(一社) 島根県歯科医師会

### 新型コロナウイルス感染症の分類変更に伴う対応について

5月8日より新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に変更になります。

現時点での、5類移行後の対応の目安と考え方についてお知らせします。

今後、大きな変更等があった場合は改めてお知らせします。

#### ○基本的な感染症対策の考え方

日常の歯科診療においてはこれまで通りスタンダードプリコーションを基本にした感染防止対策に努めてください。

また高齢者など重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、医院内のマスクの着用には理解と協力をお願いしてください。また、手洗い、換気、三密回避の三点に関しても感染防止対策として有効とされています。これまで通りの対策の継続が望ましいと考えられます。

#### ○療養期間の考え方

感染した場合の推奨される療養の目安

- ・発症日を0日目(無症状の場合は検体採取日を0日目とする)として5日間は外出を控える。
- ・5日目以降も症状が続いている場合は、症状が軽快した後、24時間程度は外出を控える。
- ・発症後10日程度は、少量ながらもウイルス排出の可能性があることから、ハイリスク者との接触は控えるなどの配慮をする。

#### ○いわゆる濃厚接触者の対応

5月8日以降は濃厚接触者としての特定はなくなり、特別な行動制限も掛からなくなります。しかし、家族が新型コロナウイルス感染症にかかった場合、感染者の発症日を0日として、7日目までは慎重な対応をしてください。

# 位置づけ変更後の新型コロナに罹患した医療従事者の就業制限解除の考え方について

(医療機関・医療従事者向けのリーフレット)



令和5年5月8日以降、新型コロナ患者は、法律に基づく外出自粛は求められません。外出を控えるかどうかは、個人の判断に委ねられます。以下の情報を参考にして、各医療機関において新型コロナウイルスに罹患した医療従事者の就業制限を考慮してください。

## ■ 位置づけ変更後の新型コロナ患者の療養の考え方（参考）

- 発症後5日間が経過し、かつ解熱および症状軽快から24時間経過するまでは外出を控えることが推奨されます（※1）
- 発症後10日間が経過するまでは、マスクの着用等周りの方へうつさないよう配慮をお願いします

## 現行のインフルエンザの就業制限等の考え方

### 学校保健安全法施行規則（平成27年一部改正）

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで」をインフルエンザによる出席停止期間としている

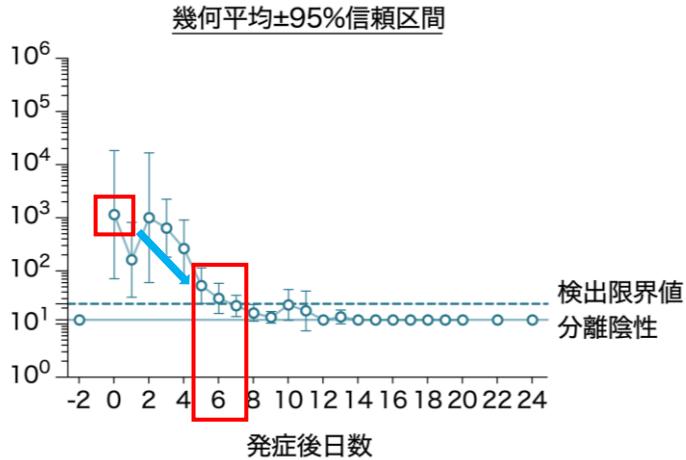
### 国公立大学附属病院感染対策協議会 病院感染対策ガイドライン2018年版

インフルエンザに罹患した医療従事者は就業制限を考慮する。特にハイリスク患者への接触は避けるべきである

### インフルエンザ施設内感染予防の手引き（平成25年11月改訂）

インフルエンザ様症状を呈した場合には、症状が改善するまで就業を控えることも検討する

## 有症状者における感染性ウイルス量（TCID<sub>50</sub>/mL）の推移



出典：令和5年4月5日 第120回アドバイザリーボード資料3-8

発症後のウイルス排出量の推移を分析したところ、6日目（発症日を0日目として5日間経過後）前後の平均的なウイルス排出量は発症日の20分の1～50分の1（注）となり、検出限界値に近づく

（注）発症後5日～7日目のウイルス量

## ■ 濃厚接触者の考え方（参考）

令和5年5月8日以降は、新型コロナ患者の濃厚接触者として法律に基づく外出自粛は求められません。同居のご家族が新型コロナにかかった場合には、ご自身の体調に注意してください（※2）

（※1）発症日を0日目とします。無症状の場合は検体採取日を0日目とします

（※2）医療機関内で陽性者が発生した場合には、周囲の方の検査を行政検査として受けられる場合があります

行政検査については事務連絡をご確認ください

